平成２４年（フ）第３００号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内６丁目32番地１、前住所岐阜県羽島市小熊町島４丁目120番地ラ・ポーゼ・ロワイヤル205号室，住民票上の前住所岐阜県羽島市竹鼻町2941番地２
破産者　小塚　雄次
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
静岡県富士宮市外神東町124番地の３
破産者　有限会社藤巻電器店
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５８４号
京都市北区鞍馬口通新町東入長乗西町177番地
破産者　山平酒醤油合資会社
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
京都市伏見区桃山南大島町45番地17
破産者　旭商事株式会社
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
和歌山県田辺市秋津町安井149番地の３
破産者　株式会社ヤマトミ
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４６号
徳島県徳島市福島１丁目８番22号
破産者　株式会社アワード
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７１号
香川県小豆郡土庄町甲1776番地
破産者　有限会社海南荘
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１９号
香川県高松市今里町１丁目19番地16
破産者　株式会社アモーレ
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２１号
香川県高松市本町１番29号
破産者　小田　裕美（旧姓秋山）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０４号
愛媛県伊予郡松前町大字昌農内613番地６
破産者　有限会社ゴシキエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
熊本県上天草市松島町合津4022番地
破産者　**釜**田　鉄子（旧姓須﨑）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４３号
栃木県小山市駅南町１丁目16番14号
破産者　結城　　豊（旧姓山本）
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３９号
千葉県袖ケ浦市蔵波3311番地31
破産者　大野　正視
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県袖ケ浦市蔵波3311番地31
破産者　大野　幸子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２５３号
釧路市浦見７丁目１番５号　ハーバーシティー浦見Ｎｏ．10―201号室、破産手続開始時の住所釧路市文苑４丁目14番16号
破産者　竹川　広平
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
宮城県石巻市水明南１丁目５番７号
破産者　草刈　節子
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
茨城県水戸市備前町５番48号　ペアシティＢ棟102号、破産手続開始時の住所茨城県水戸市袴塚１丁目６番18号
破産者　大川　泰子
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７９号
埼玉県飯能市南町８番15号
破産者　堀　久美子
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目17番47号
破産者　草野　秀正
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４５号
埼玉県入間郡三芳町大字上富427番地18
破産者　奥野　恵美
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部